

職員の懲戒処分について

にかほ市は、地方公務員法及びにかほ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、にかほ市職員の懲戒処分等に関する規程第8条第1項第1号の規定により公表します。

1 被処分者及び処分内容等

No.	所属	職位	年齢	処分内容	処分年月日	処分理由	処分者
1	商工観光部	部長	59歳	減給10分の1 (1ヵ月)	令和5年 5月23日	令和4年10月31日午前7時8分頃、にかほ市院内付近の県道において、当該職員は私用車を運転中に対向車線に進出し、対向進行してきた40代女性運転の普通乗用自動車前部に衝突させ、同人に加療8週間を要する骨折等の傷害を負わせた。	市長

2 処分の根拠

【懲戒処分の適用条項】 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号